別表十七㈠の表中

措法第66条の５第３項又は第68条の89第３項の適用の有無	措置法第66条の５第３項又は第68条の89第３項の適用の有無

に、

関等連の者課等税にの係特る例支と払の利調子整	別表十七(二の二)「18」又は別表十七の二(二)「23」
	㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は各連結法人の㉘から㉛までの合計＜㉜の場合
	措法第66条の５第４項又は第68条の89第４項の適用の有無

を

対課象税純の特支例払利と子の等調整に係る	別表十七(二の二)「18」若しくは別表十七(二の五)「21」又は別表十七の二(二)「23」若しくは別表十七の二(四)「26」
	㉘、㉙、㉚若しくは㉛又は各連結法人の㉘から㉛までの合計＜㉜の場合
	措置法第66条の５第４項又は第68条の89第４項の適用の有無

に改め、同表の記載要領第七号㈤中「同規則」を「同令」に改める。

別表十七㈡の表中

措法第66条の５の２第４項の適用の有無

を

平成31年旧措置法第66条の５の２第４項の適用の有無

に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、「の適用除外」を削り、同第二号、第四号及び第六号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、「（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同第三号、第四号及び第六号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改める。

別表十七㈡の㈠の表中

措法第66条の５の２第７項の適用の有無

を

平成31年旧措置法第66条の５の２第７項の適用の有無

に、

措法第66条の５の２第10項の適用の有無

を

平成31年旧措置法第66条の５の２第10項

に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、同第二号㈠中「特定子法人（」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の」を加え、「租税特別措置法第66条の５の２第２項」を「平成31年旧措置法第66条の５の２第２項」に改め、同第七号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、同第八号中「が租税特別措置法」を「が平成31年旧措置法」に改め、同号㈡中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改める。

別表十七㈡の㈠付表一の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、同第二号及び第四号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、同第五号中「の租税特別措置法」を「の平成31年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「平成31年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第六号中「租税特別措置法施行令」を「平成31年旧措置法施行令」に改める。

別表十七㈡の㈠付表二の表中

別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額

を

別表十七(二の二)付表一「18」又は別表十七(二の五)付表「16」のうち、国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額

に、

除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子（別表十七(二の二)付表一「17の計」）

等の額

を

除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額（別表十七(二の二)付表一「17の計」又は別表十七(二の五)付表「15の計」）

に、

関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「12」）

を

関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計（別表十七(二の二)付表一「12」又は別表十七(二の五)表「10」）